

DV防止法改正の ポイント

NPO法人デートDV防止全国ネットワーク院内勉強会
20201119衆議院第一議員会館
戒能民江(お茶の水女子大学名誉教授)

1

1. DV防止法改正の基本的方向性

- (1) 制度設計の抜本的な見直し
- 1) 被害当事者の権利保障の観点の必要性
- 被害者の権利保障を中核へ
 - ➡「前文」の再検討
 - 被害者の権利保障のための支援
 - ➡権利擁護制度

2

1. DV防止法改正の基本的方向性

2) 被害者が逃げることを前提とした制度設計からの転換

- 「実際に別れた」1割（内閣府調査）、多様なDV被害者（「在宅DV被害者」）
- 被害者にとって逃げる選択肢しかないことで被る不利益
- 支援の硬直化・断絶＝「逃げる支援」（一時保護につなぐ支援）／一時保護以外・保護後の支援➡支援ニーズに即した包括的・継続的支援の不在（全国女性シェルターネット）
- コロナ禍で新たに顕在化したDV相談の傾向にも注目

3

1. DV防止法改正の基本的方向性

- 3) 被害者がその場を離れるか／とどまるかを選択できる制度設計
- 欧州評議会「イスタンブール条約」（女性に対する暴力およびDV防止条約）2011
 - ◀ 欧州人権条約8条（私生活・家庭生活・住居・通信の自由の尊重を受ける権利）
- <安全確保と支援の両輪> 52条緊急退去・接近禁止命令、53条保護命令、56条保護措置、20条、22条～25条
- 一般的支援（保健福祉・経済的支援・住宅・教育・就労支援—行政）と専門的支援（ホットライン・シェルター・支援センターなどによる中長期的支援—民間）
- ➡参考—オーストリアDV防止法1997制定後に数度改正 * pro-active protection（先回りの安全確保）
* 2009刑法改正（107条b）で「暴力の度重なる行使」を処罰可能な犯罪へ

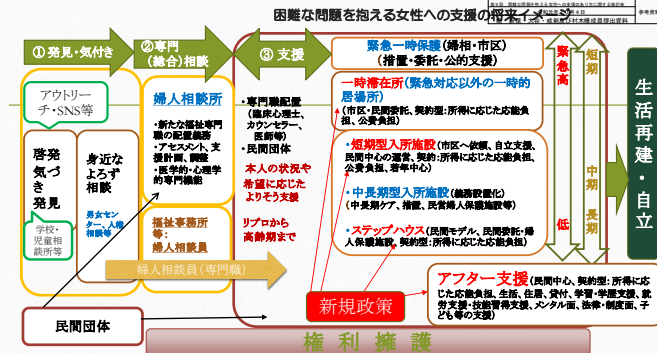
4

1. DV防止法改正の基本的方向性

4) DV防止法独自の被害者支援制度へ

- DV防止法上の被害者支援は「第2章配偶者暴力相談支援センター等」に規定
 - 婦人保護事業の仕組みの転用、しかし、一時保護所はDVセンター化
 - 婦人保護事業の縛り・限界ー「支援」概念ない、自立支援の仕組みがない、施設主義による集団的支援、しかも単線型支援（売春防止法第4章「保護更生」に法的根拠）
 - DV防止法の縛りー危険の回避最優先の運用
- DV防止法改正と女性支援の新たな枠組み（女性支援法）構築の同時進行

5



6

1. DV防止法改正の基本的方向性

(2) DV防止法の中核的な制度の機能不全

1) 一時保護・保護命令制度の再検討

- 一時保護件数の停滞から減少へ(2015年度以降)
- 保護命令件数の既済件数の減少(2016年以降)

→ 保護命令申立て理由の精神的暴力への対象拡大へ(精神的暴力)、対象範囲拡大へ(同伴する子)

2) 「保護」中心から自立支援制度を含む包括的支援制度の構築へ

7

2. 主要な論点

(1) 保護命令申立て理由の対象範囲拡大

(前提としてDV防止法の対象範囲と対象となる暴力に定義拡大必要)

- 精神的暴力 野田市事件における母親に対するDVの評価
「よりせいホットライン」相談事例調査(山本千晶2020)
- 精神的暴力(狭義)ー威圧的、脅迫的態度、言葉による暴力、人格の否定、無能呼びわり、無理など、社会的暴力(一人で決める、行動制限など)、経済的暴力(生活費を渡さない)、性的暴力、子どもを使った暴力など「**身体的暴力**」に含まれていなかった暴力
- 従来見落としてきた行為を含めて複合的に現象、心身・生活への影響→暴力による支配・コントロール
- 法務省の議論(将来の行為の法的制約と刑罰)と保護命令制度の再考

8

2. 主要な論点

(2) DV対応と児童虐待対応の連携強化

- 1) 2019野田市事件を契機に、児童福祉法等改正→婦人相談所・婦人相談員の児童虐待早期発見、児相のDV被害者保護への協力
- 2) 「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」2019
→婦人相談所にコーディネータ設置、心理的ケアなどの体制整備、リスク判断・連携方法についてガイドラインの策定

9

2. 主要な論点

3) 児童虐待死事件のなかの「**実母がDVを受けている事例**」分析2020.9公表

- 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待要保護事例の検証専門部会「子どもの虐待死亡事件等の検証結果(第16次報告)」特集で**初めて実母のDV経歴**を取り上げた
- 第5次～第15次の11年間で、心中以外の虐待死事例 582人中、「実母がDVを受けている」事例は51人(18.9%)
- ただし、「不明」が半数以上、関係機関が把握していない、DV被害を当事者が認識していない場合もある
- 実母の「DVあり」で特徴的な点→10代での妊娠出産経験が6割、地域社会との接触がほとんどない
- 実父の心理的・精神的問題→衝動性、攻撃性、感情の起伏激しいなどが多い

10

2. 主要な論点

4) 「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について(アンケート調査結果から)」2020.9

- 1) 【DV被害者の不安】①児童虐待の加害者であると判断されるのではないか②子どもを一時保護されて親子分離がされてしまうのではないか③児童相談所による訪問等でDV被害を相談していることが加害者にばれるのではないか(その結果、加害者からのDVがエスカレートしないか)
- 2) 【DV対応担当の懸念】①被害者が相談しなくなるのではないか、あるいは相談が途切れてしまわないか②DV対応担当と被害者が相談し、母子避難を計画していたが、児童相談所が子どもだけを保護してしまわないか(被害者との信頼関係の喪失の懸念)③DV被害者である母等と子どもの再統合に長期間を要することにならないか

11

2. 主要な論点

(3) 加害者対策

1) 加害者対策の必要性

内閣府「配偶者等に対する加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書2016

- 加害者の責任に対する社会的認識の低さ←法的責任不問
- 被害者にとって逃げる選択肢しかないこと
- 被害者支援の一環としての加害者対策
<新たな課題>
- 加害者と同居を継続する被害者への支援の必要性

12

2. 主要な論点

2) 加害者再教育の制度化

- 加害者に教育を受けさせるための仕組み、法的根拠
*台湾 保護命令(加害者への処遇計画命令)

3) 予防教育の制度化

- 韓国2019「女性に対する暴力防止基本法」施行⇒女性に対する暴力予防教育を幼児教育から高等教育まで実施(19条)
(藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」外国の立法281、2019.9)
- 法的根拠、プログラムの内容、事業の担い手、民間団体との連携
- 2020.6「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

13

2. 主要な論点

(4) 民間団体の法的位置づけと財政支援

- DV被害者支援システムにおける民間団体の位置づけ(現行法上は一時保護委託先、援助の対象に過ぎず、DV防止法上の支援の枠組み外)
- 公的な財政援助の仕組みの検討
 - 日本国憲法89条「公の支配に属さない慈善・教育・博愛事業」への「公の財産の支出または利用の制限」
2012厚労婦人保護事業課題検討会で検討
⇒社会福祉法2条「第二種社会福祉事業」の可能性
 - 2020年度内閣府「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」実施

14